

オートチャージに関する特約

第1条(適用範囲)

本特約は、「三菱 UFJ-VISA 会員規約」(以下「会員規約」といいます。)、「スーパーIC カード特別規定」、「スーパーIC カード Suica 規定」、「東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則」(平成 13 年 10 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 24 号。以下「IC カード取扱規則」といいます。)、「東日本旅客鉄道株式会社 Suica 電子マネー取扱規則」(平成 16 年 3 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 34 号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。)および「東日本旅客鉄道株式会社地域連携 IC カード乗車券取扱規則」(2020 年 12 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 9 号。以下「地域連携 IC カード取扱規則」といい、以下総称して「会員規約等」といいます。)に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。また、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。なお、IC カード取扱規則および地域連携 IC カード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」、電子マネー取扱規則による場合、「Suica 電子マネー」を「SF」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。

第2条(オートチャージサービス)

「オートチャージ」とは、本件カードの Suica、本件カードと「リンクに関する特約」に定めるリンク(以下「リンク」といいます。)をした「記名 Suica(電子マネー取扱規則に定める「IC カード等」のうち記名されたものも含まれます。)」もしくは地域連携 IC カード取扱規則に定める「記名地域連携 IC カード」(以下総称して「記名 Suica 等」といいます。)または本件カードにより会員登録されたモバイルデバイス(以下「モバイルデバイス」といいます。)における SF 残額があらかじめ設定した金額(以下「実行判定金額」といいます。)以下の場合、JR 東日本が別に定めるオートチャージ機能を有する機器を利用する際に、本件カードのクレジットカード機能により、あらかじめ設定した金額(以下「入金実行金額」といいます。)が自動的にチャージされることをいい、それにより提供されるサービスを本特約において「本サービス」といいます。

第3条(利用方法等)

1. 会員は、本件カードへのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定については、両社にカードの入会申込みをする際に両社所定の方法により行うか、Suica の処理が可能な JR 東日本または JR 東日本が提携している会社もしくは組織の運営する現金自動預払機等(以下「Suica 対応 ATM」といいます。)により行い、実行判定金額および入金実行金額の変更および利用停止については、Suica 対応 ATM により行うこととします。
2. 会員は、リンクした記名 Suica 等へのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、Suica 対応 ATM により行うこととします。
3. 会員は、モバイルデバイスへのオートチャージ設定に関して、実行判定金額および入金実行金額の新規設定、変更および利用停止については、当該モバイルデバイスにより行うこととします。
4. 実行判定金額および入金実行金額は、1 万円を限度として 1 千円単位で設定することとします。
5. 本サービスは、会員本人以外の利用はできないものとします。
6. オートチャージ実施時における売上票への署名は省略します。なお、本サービスは、両社が認めた場合を除き会員による利用がなされたものとみなします。

第4条(制限事項等)

1. 1日のオートチャージの合計額の上限は2万円とします。
2. 本件カードによる利用代金の決済が承認されない場合には、オートチャージできません。
3. 本サービスのお支払いは、本件カードのクレジットカード機能によるカードショッピングの1回払いとします。ただし、会員が会員規約第27条の2に定めるショッピングリボ事前登録サービスまたは第27条の3に定めるショッピングリボ切替サービスを申し込み、当行が適当と認めた場合、会員規約第27条に定めるリボルビング払いによるお支払いとなります。
4. 会員は、一旦実施したオートチャージの取消はできないものとします。
5. 会員は、「Suicaに関する特約」第8条に該当する場合を除き、オートチャージによりチャージした本件カードにおけるSFの払いもどしはできないものとします。
6. 両社が必要と認めた場合には、何らの通知、催告なくして本サービスを停止することがあります。

第5条(有効期限)

1. 本サービスの有効期限は、本件カードの有効期限までとします。
2. リンクによる本サービスの有効期限については、以下の各号の通りとします。
 - (1)リンクによる本サービスの有効期限の経過後に、両社が引き続き本カードの会員と認める場合には、Suica 対応ATMにおいてJR東日本が定める方法によりオートチャージ設定を再度会員自らが行うこととします。
 - (2)両社が引き続き本件カードの会員と認めた場合でも、有効期限内に前項の手続きを行わなかった会員は、有効期限の到来をもってリンクによる本サービスは利用停止となります。
 - (3)会員が有効期限の更新を認められなかった場合、会員は有効期限の到来をもって本サービスは利用停止となります。

第6条(紛失・盗難等)

1. 会員は、万一リンクした記名 Suica 等を紛失し、または盗難にあった場合は、速やかに Suica を取扱う駅において、再発行の手続きを行うこととします。
2. 会員は、オートチャージ設定したモバイルデバイスを紛失し、または盗難にあった場合は、速やかにモバイル Suica ウェブサイトまたはモバイル Suica サポートセンターを通じて再発行に必要な登録処理を行うこととします。
3. JR 東日本は前 2 項の再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。
4. 会員は、万一リンクした記名地域連携 IC カードを紛失し、または盗難にあった場合は、第 1 項によるほか、地域連携 IC カード取扱規則に定める方法により再発行の手続きを行うこととします。

第7条(免責事項)

1. 不可抗力、システム上のトラブル、第4条による場合等の理由を問わず、オートチャージが実施できないことにより会員に生じる不利益、損害については、両社はその責任を負わないこととします。
2. リンクした記名 Suica 等またはオートチャージ設定したモバイルデバイスを紛失し、または盗難にあった会員が第6条の手続きを行わなかった場合および第6条第3項に定めるリンクした記名 Suica 等またはオートチャージ設定したモバイルデバイスの使用停止措置が完了するまでの間に、他人による本サービスの利用、またはリンクした記名 Suica 等もしくはオートチャージ設定したモバイルデバイスの使用等(払いもどしを含みます。)により生じた会員の損害については、両社はそれらを補償する責めを負いません。
3. 会員は、退会後であっても、退会前に発生した本サービスにかかわる利用代金の支払いについては本特約が適用されることを了承することとします。

以上